

【研究ノート】

藤田隆三郎の留学をめぐる

角田 茂

- (一) 英学修業
- (二) 渡航免状記載身分について
- (三) 藤田氏系譜
- (四) 南校入学準備・貢進生
- (五) 洋行と学資  
小括

(一) 英学修業

英吉利法律学校創立者の一人で、中央大学顧問であった藤田隆三郎（一八五六―一九三〇）は安政三年五月二日宇和島に生まれ、昭和五年十二月二十七日神戸市六甲篠原の自宅で没した。藤田については、幾編かの略伝が中央大学関係の諸誌に載せられ、大要その行跡について知ることができる。しかし伝記が編まれたこともなく、また関係史料の有無も明らかでなく詳細については不明な点が多い。これは藤田の「寡黙な性格」に依るところが大いなるだろう。そこで本稿は、断片的ではあるが、新たに確認できたいいくつかの史料に基づき、藤田隆三郎

の出自および留学前後に焦点を絞って、事実関係と問題点を整理・再構成することを目的としている。

まず、長文であるが、藤田の留学経緯を良く知ることができるとともに、朗読された「噫 藤田隆三郎先生」の関係部分を見ておこう。

(上略) 氏は愛媛県の人、旧宇和島藩士なり、安政三年五月二日宇和島城下に生る、幼少にして四書五經の句読を学び十二才にして浪士三瀬周三氏に依りて英語を学ぶ、蓋三瀬氏は藩侯に聘せられて藩士の師弟に蘭学を教授せるものなり。

藤田氏修学爰に年余、時偶々蘭学塾の閉ちて藩内演武場の開設せらる、や氏又此に入りて足立師範に山鹿流の兵学を修む。

明治二年の春父君に従つて大阪に赴き同藩士にして当時大阪運上所長たりし土井通夫氏を介し当時英国領事館通訳蔡慎吾氏宅に客寓し、次で同国通訳官英人ダブリユー・ジ・アストン氏に従ひ英語を学びたりしが、後同氏が東京英国公使館に転任するに当つて共に東上し同氏の宅に寄寓する事となり、日夜語学の研究に務め予て藩主により学資を給せられ大学南校入学の予習準備に怠らざりしが、時明治三年十二月アストン氏賜暇休養の爲め帰英するに当り突遽青雲の雄図悖然とし

て起り渡英の念禁ずる能はず、具に情を陳して之を藩主に諮り幸にして往航の費を給せられ遂にアストン氏に随伴して同行する事となれり、時氏年齒僅かに十六歳、明治四年一月横浜埠頭故国を後にして波濤千万里を超え雲烟に志を乗して異境の地、水土徑庭を隔つる幾千里の外に出づ、其感慨無量繁辞も之を誰れに告ぐる事能はざりしなり。

斯くて身をアイルランド、ベルファストに於ける氏の家庭に寄せ其親しみに接し漸くにして思郷の念を和らげ、遙かに東方を望みて故国に両親の安全を祈り、藩侯の殊恩を謝し、刻苦勉強怠らず、先づ同地の中学程度の学校に入学し専心學事に務めたりしが、時偶本国に於ける廢藩置県の制度革まり為に藩侯育英補助支給の途絶え遂に故国父君の送り來れる旅費を以て帰国の止むなきに至る、憐むべし踟躕回徑異境の地に行く處なし、時幸にして当時ロンドンに滞留せる蜂須賀侯の家臣小室信夫氏あり、同氏に依りて鉄道法調査の委嘱を受け即時ロンドン市に向け出行したりしは天の為せる祐導と云ふべく彼忠実に同法案調査の任務を尽して漸く其居を定むるを得たりしは喜ぶべし。

蓋当時故国に在りては百事一新万事創業の際なりければ新人育英の為め彼の地にある我同胞青年学徒なきにしもあらず、彼等は惣じて官費留学生として取扱は

れしが、之を藤田氏の場合に於て、氏が渡欧の際旅行免状を得るに当り故らに煩雜なる手續を避けんが為め人の勤むるに任せて彼は一箇宇和島城下の商人名義を用ひて渡英したりし程なりければ彼今最も有望なる留學生たりしにも拘らず表面年少なる一商人として取り扱はるゝは如何にも遺憾に不堪、遂に修学を中途にして帰朝するの已むなきに至りしは真に千載の不遇とも云ふべきなり、斯くて明治七年一月涙を呑んで帰朝し直ちに開成学校に入り専ら法学を修め明治十一年七月東京大学法理文三学部に於て法学全科を卒業、同年十一月司法省出仕を振り出しに横浜、神戸、熊本に転々任を移し明治十六年広島控訴院に転じ明治十七年十二月外務省に転官し、権シ小書記官公信次長通商局次長となり、明治十九年再び司法省に帰官し控訴院評定官、東京控訴院判事に補せられ、其間海軍大学教官を兼ね、國際公法、海上万国公法を講述し、之を公刊出版せり、同著は同氏の講義を今の花井卓藏博士によりて当時筆記し後之を編纂せられたるものなりと云ふ。

彼又官途に側して中央大学の前身たる法学院に講師となり法律の講義をなす傍ら教務を担任処理して貢獻する處尠からず又高等商業学校の嘱託となりて師弟を教養せり（以下略）

右は藤田の前半生の経歴が知られて興味深いものであるが、子細に見るといくつかの点で考証を要する事柄があるように思われる。とくに年齢および族籍についてである。

愛媛県立図書館所蔵の「宇和島藩日記」、「宇和島藩東京日記」<sup>(3)</sup>には藤田渡航時の記録が若干であるが残されている。

閏十月九日

一 外務省江左之通

宇和島城下

商人

藤田隆三郎

当午十五歳

右は今般英人アストンと申者二附添同国江罷越度旨願出候間御差支無之候は、御許容被成下度左候は、来ル十一日横浜表出帆仕度旨申出候間御印章御渡被下度候也

庚午閏十月九日

宇和島藩

外務省

御中

これは、明治三年閏十月九日付の宇和島藩の東京藩邸から外務省に提出された願書である。この史料から、(1)藤田が「宇和島城下商人」身分であり、(2)十五歳であること、(3)英人アストンに付き添い英国へ渡航を出願、(4)明治三年閏十月十一日(太陽暦十二月三日)に横浜を出帆の予定であること、以上4点が確認される。

以下は混乱を避けるため、必要に応じて煩瑣ではあるが太陽暦と太陰暦を併記するかたちの年紀記載とすることにす。それにしても藩から外務省へ願書を提出して翌々日に出帆という慌ただしさである。いつの時点で藤田が藩庁へ渡航を願ひ出たのかについては知られない。W・G・アストンの賜暇帰国については、恐らくE・M・サトウを乗せた十一月十八日(陰暦十月二十五日)到着予定の船が、暴風雨等で遅れを生じ、十一月二十三日(陰暦閏十月二日)に横浜へ帰着し、<sup>(4)</sup>賜暇休暇から復帰した時点で日程が確定したものと見られる。サトウとの交代での賜暇は、すでに早い段階から決まっていた。アストンは、一八六九年七月六日(陰暦五月二十七日)には英國公使 Sir H・S・パークスに、翌二八七〇年五月から一年間の賜暇帰国を申し出ており、パークスもそれを認めている。<sup>(5)</sup>アストンは大阪勤務をしていた頃である。<sup>(6)</sup>これは、一八六九年一月から二年間の賜暇を取っていたサトウの当初の帰任予定期日である。このサトウの帰任については

賜暇延長願によつてずれ込み、サトウ自身の言明によれば十月二日マルセイユを発ち十一月十八日ころには横浜着の予定となつていた。

以上の点を勘案するならアストン自身は遅くとも一八六九年の春には帰国意志をもつており、そして公式には同年七月にはサトウとの交代帰国が決まっていたと考えられる。前年からのこのアストンの賜暇帰国に関する経緯を考えると、藤田の「今般」の渡英願はあまりにも唐突なもののように見える。

アストンは一八六九(明治二)年七月八日(陰曆五月二十九日)付けで辞令が交付され兵庫・大阪勤務から江戸へ転勤しているから、アストンに従つて上京したとするなら、この時期になる。さらにアストンの賜暇帰国辞令は十月六日(陰曆九月十二日)付で出されているが、帰国前の十一月十二日(陰曆十月十九日)からパークスと共に兵庫・大阪を経て和歌山に行き、東京を留守にしている。帰京は陰曆の十月末であろうか。ちょうどサトウが戻ってくる頃である。そうだとするなら、アストンが和歌山から戻つてきて、サトウの帰任もなり、賜暇帰国の具体的日取りが決まつて出発までは僅かな日程であろう。辞令発行から一か月ほどの期間があつたとしても、アストンが藤田に英国修学の便宜をはかると伝えたのは、英国へ出発する十二月三日(陰曆閏十月十一日)の十日

程前くらいのことだつたのだろうか。藤田の渡航の慌ただしさは、この辺に由来するのかもしれない。

(二) 渡航免状記載身分について

次に前後するが、「噫 藤田隆三郎先生」が「渡欧の際旅行免状を得るに当り故らに煩雜なる手續を避けんが為め人の勸むるに任せて彼は一箇宇和島城下の商人名義を用ひて渡英したりし」という(1)の「宇和島城下商人」という族籍・身分に関する点を見ておこう。

時期が下るが、英吉利法律学校の設置認可申請附属書類の教員履歴書には

東京府麹町区上二番町廿二番地

愛媛県士族

藤田隆三郎

安政三年五月二日生

一明治十一年七月東京大学法学部全科卒業

一明治十二年七月法学士ノ学位ヲ受ク

一現任外務権少書記官

右之通

と見えている。教員履歴は恐らく自己申告に基づくものであるが「愛媛県士族」とはつきり記載している。

ところで、藤田の故郷である愛媛県宇和島市において、彼について触れられることは少ない。藤田については、宇和島藩で開設された三瀬諸淵(周三)の英蘭学稽古場の紹介に付随した記述程度であって、景山昇氏が『三瀬諸淵先生伝』<sup>(1)</sup>にみえる以下のような藤田自身の回想を引いているのが代表的なものであろう。

慶応二年僕の郷里宇和島に、蘭兵学の稽古場が開かれた。時の藩王宗城公は、後に外国事務総裁、即ち今の外務大臣の要職に挙げられた人であって、国主大名中稀に見る賢明達識の方であり、而も時務を睹るに最も鋭敏な人であった。当時尚外国人を見れば、一般に禽獣夷狄と称して、之を排斥した時勢に際して夙に藩士に洋学之知識を注入する必要を認め、其頃浪士であった蘭英の学に堪能なりと知られた、大洲の人三瀬周三氏を聘して演武場と称する校舎でオランダ語と英語とを教ゆることになったのである。これは僕が十一歳の時であったが、忘れもせぬ、当時父から命ぜられるまま、三瀬周三先生について、英語を始めることとなった。その時の入門生は幼青年合せて七十名もあつたから、着席順にアルハベットのAから始めて六字づつ習ふのが一日の課程であつた。それから段々生徒が減つて二年後には極少数の人になった。三瀬先生も何

処へか去つて了つたので、後には洋学はやんで山鹿流の兵学を習ふた。<sup>(2)</sup>

この藤田の回想も、先の「噫 藤田隆三郎先生」の記述と、十一歳の時とする外は、符合している。しかし、三好昌文氏は「三瀬周三考」<sup>(3)</sup>において、景山氏のこの引用に依りつつ「宇和島藩士・町人らの英学への関心は高かつたといえよう」と、藤田が宇和島城下の商人で「町人」身分であるかのように指摘している。また注記では、藤田について「明治三年閏十月九日、城下町商人の隆三郎は英人アストン(一八六九年十二月、長崎の英国領事館勤務。通訳。一九七〇年六月には在東京、十二月三日賜暇で帰国。『遠い崖』)に付き添つて英国へ渡航することを外務省に出願、十一日に横浜を出発している」と追記している。また、藤田の留学目的についても触れ、「西欧の外交・法制・経済に関する専門的知識の修得が課せられていたと考える」として、『穂積歌子日記』を参考として指示し、「帰朝後司法省に在籍し、国際法学会の設立にも関係している」点を傍証に挙げている。<sup>(4)</sup>

上記の三好氏の紹介は、宇和島藩の正史である『正二位公御履歴』を典拠として述べられているものであるが、冒頭に引用しておいた外務省への伺書を基礎にした記録と考えて間違いないだろう。しかし、後の藤田の履歴・

経歴等に記される族籍はひとしなみに「士族」である。この点については、藤田自身の語った言葉が残されている。

海外旅行免状の下附を請ふ際に、士族が官命を奉じたるにあらずして海外に旅行することが出来なかつた為め、商人として商売用にて英国へ行くと云ふこととして、旅行券を貰つたのであつた<sup>15)</sup>

この藤田の後年の述懐は、なるほどよく事情を説明しているといえよう。ただ、「噫 藤田隆三郎先生」のいう「煩雑な手続を避」けるためとの理由から、「士族が官命を奉」ぜず云々と、若干踏み込んだ言い方となつてゐる。当時の留学関係の明治政府内の状況を考え合わせてみると、少しく検討しておいた方が良さそうである。

海外渡航については、幕府は一八六六（慶応二）年四月に學術修業および商業のための海外渡航を解禁し、目的、渡航先等を陪臣は主人、百姓町人は奉行代官領主地頭よりその筋へ申し立てれば「印章」を渡すとしていた。新政府においてもこの点は踏襲されていた。藤田のいう「士族が官命を奉じたるにあらずして」云々というのは、明治三年正月十九日の太政官布告「外国航海之儀出願之規則向後左之通」として「帯刀以上之者ハ管轄府県へ願出府藩県ニ於テ篤ト取札之上外務省へ相伺弥不都

合之廉無之候ハ、御印章御渡開港場ヨリ乗船御許容相成候事」とし、「其余之者」は「管轄府藩県ニテ相札不都合之廉無之候ハ、其旨書面ニ認メ当人へ相渡開港場裁判所へ右書面持参願出可申同所ニ於テ更ニ当人札方是迄之通心得彌以不都合之儀モ無之候ハ、同所ヨリ直ニ御印章相渡追テ外務省へ相届可申事」との士分とそれ以外の者の手続上の相違を指しているのあろうか。この布告に依れば、藤田の場合、「士族」身分である場合は宇和島藩知事伊達宗徳の許可が必要だつたわけである。あるいは外務省の詮議を必要とする士族身分の渡航手続きを経る煩瑣さを避けたのかも知れない。つまり藩知事の許可を要するが、藩庁の許可で済む身分として渡航せざるを得なかつたということであらうか。

しかしすでに一八六六年に長崎から英商コロウルに随従し英国スコットランドに滞在中の同藩商人の道後屋日置兵市<sup>16)</sup>の場合、一八七〇（明治三）年十二月に帰国するが、彼の場合、一八六九年六月に明治政府の外国官から渡航許可の「印章」をあらためて発行されたが、その書面では「伊達侍従家来」となつてゐる。<sup>18)</sup>宇和島藩は彼の帰国後、弁官へ

卒 渡邊兵市

当時 日置兵市

右之者慶応三卯春長崎表ヨリ英国スコットランド之内  
アハテンと申所之学校ニ而英学修行仕先般致帰着候処  
格別上達致候間今度其身限士之列ニ扱申度此段奉願  
入候以上

庚午

十二月廿一日 宇和島藩知事伊達宗徳

弁官

御中

と一八七一（明治四）年一月十八日付けで届け出ている。<sup>(19)</sup>これは町人身分から「土族」へ一代限りでの取り立てを届け出たものであるが、そうすると明治政府の渡航許可証にみえる「伊達侍従家来」という扱いは便宜的なものであったと考えざるを得ない。伊達侍従は藩知事伊達宗徳ではなく、その父である伊達宗城であり「印章」を発給する外国官知事その人であった。兵市の渡航時は隠居前であり宇和島藩主として許可し、それを身分変更で追認したかたちである。

藤田の場合、期日切迫のため、すでに藩主・藩知事も伊達宗城から宗徳に代替わりし、主務長官の外務卿も沢宣嘉に変わって、渡邊兵市とは逆のかたちで便宜的処置を講じざるを得なかったのである。いずれにせよ、宇和島藩庁は外務省へ商人身分の藤田の渡航許可を申請

し、即日「御印章并御規則書二冊御渡相成」云々という処置が取られた。この場合も開港場裁判所で「御印章」の交付というかたちを取らない例外的な措置であったことがうかがわれるのである。

### (三) 藤田氏系譜

宇和島藩の家臣団の系譜をたどれる代表的な史料に「家中由緒書」および関連の「分限帳」ほかが存在する。<sup>(20)</sup>この「家中由緒書」によれば、藤田姓の家は一軒だけ確認できる。これによれば、享保六年に、藤田孫右衛門という姓名が見え、「一、先祖、本国備前国。祖父菅與兵衛与申者、寛永年中御当地江罷越居住仕候」とあり、先祖の本国は備前国で、十七世紀前半に菅與兵衛という者が移り住んだのが、宇和島の藤田家の始まりとしている。この菅與兵衛を藤田家の初代とすれば、その子である孫右衛門（昌行）の代になって天和二（一六八二）年に初めて「御浦下代」として二人扶持切り米十一俵で召し抱えられ、元禄十二（一六九九）年に初めて第三代藩主伊達宗賛に「御目見被仰付」て、宝永元（一七〇四）年まで二三年間勤仕した。この孫右衛門の子の代、孫右衛門（和世）の代であるが正徳元（一七二一）年十二月十七日に「名字御免被成下」て初めて「藤田」姓を許されたことが見える。<sup>(21)</sup>

四代目は初名を與右衛門と名乗っていたが、延享二年に至って「御目見被仰付」と同時に御徒目付役を仰せつけられた時に源右衛門と改めている。源右衛門は寛延元年には朝鮮通信使来朝のため備後国鞆津へ詰めたことなども書上に見え、宝暦三(一七五三)年に「御郡所吟味役」となり、以後地方実務を勤めたことが知られる。明和二年にも同役として藤田源右衛門の名が書き上げられている。<sup>(22)</sup>

明和七年から文政十三年の由緒書から天保二年の由緒書<sup>(24)</sup>まで、かなり詳しく藤田家の家族関係が書き上げられているが、役職を始め、家族の婚姻、出生、死去など複雑であり中々読み解きがたい。

源右衛門には源之允、喜太郎、勝三郎、藤五及び娘二人があつたようであるが、天明四(一七八四)年に源之允が家督を継いだものの、文化六(一八〇九)年に病死してしまい、その跡目を喜太郎が継いだ。文政六(二八二三)年には喜太郎は郡所吟味役となり、その年の暮れに源右衛門と改名している。しかし、文政八年にその子の弥太郎を「郡所役所見習」として出仕させ、源右衛門はさらに與右衛門と改名、家督相続の前段の手続きを踏んでいるようにみえるが、嫡子弥太郎は文政十三年閏三月二十一日に病死してしまった。

藤田家のこの後がどのようになるか不明である。約

三十年の間をおいた安政六(一八五九)年の由緒書では藤田市右衛門が当主となり記載されている。<sup>(25)</sup>

市右衛門の由緒書上は弘化四(一八四七)年に「御船手証人役目付」の兼帯を申し付けられたところから書上げられている。市右衛門は、先の喜太郎(源右衛門)の子供と考えられ、その由緒書上は安政六(一八五九)年に及ぶものの、安政三年の隆三郎の出生については書き上げられていない。

右の旧幕時代の由緒書上に次ぐ明治初年の「旧藩士家祿附 完」には、高十石の藩士として神田川原法円寺前の藤田忠行、同じく鋸町の藤田基興の二名が見える。<sup>(26)</sup>この二名は市右衛門の子供で兄弟であろうか。藤田隆三郎が死去した際に『中央大学報』が遺影とともに掲げた略伝には「先生姓は藤田、名は隆三郎、安政三年五月愛媛県北宇和郡(宇)和島鋸町に生る」と見え、その居所から藤田基興の系譜につながるとみて間違いないだろう。さらに、この基興は、『南予明倫館』によれば藤田隆三郎の兄とされ、隆三郎は分家したものとされている。<sup>(28)</sup>

詳細については後考を俟つとして、「家中由緒書」から見る限り、空白はあるものの、寛永年間の菅與兵衛にまで遡る源右衛門、市右衛門につながるであろう基興、隆三郎の藤田家は、たしかに宇和島伊達家の家臣団の一角を構成していたと考えられるのである。



この由緒書の系譜とは異なる維新期の藩庁文書にも藤田家の記載は見出しうるので若干見ておきたい。

明治二年三月十六日には「藤田孫六病氣之処次第差重相続願差出事」と見え、続いて同三月十八日条には

一 左之通申渡

梶田伝之助江

藤田孫六義病氣差重候処未相続之者無之二付弟平之助当巳式拾歳罷成右之者順養子ニ致度旨願出願之通被 仰付候此旨親類中江可申聞候

(略)

一 藤田平之助義此度孫六及末期願興候通順養子ニ被仰付候二付父忌五十日五月八日迄忌中罷在段大久保辰三郎ヨリ届出候事

さらに喪の明けた五月十日には

一 左之通申渡

前日支配奉書藤田孫六及末期願上置候通倅平之助江跡目無相違御扶持切米三人分拾壹俵被下置六等勤方被 仰付候心掛可相務候  
五月十日 執政中  
六等支配

と見えている。また、明治二年十月中には「制産場計算方引添」として藤田誠三の名が見える。「旧藩士家祿附 完」に見える藤田忠行および藤田基興とはどういう関係なのか、明確な縁戚・親族関係は分からない。ただ平之助は明治二年で二十歳となっているから年齢から見ると隆三郎とは六歳違いである。孫六、平之助、忠行、誠三と基興・隆三郎兄弟との関係は不明であるが、いずれも三人扶持十一俵の士格であることは以上の点から確認できる。

#### (四) 南校入学準備・貢進生

冒頭で引用した「噫 藤田隆三郎先生」によれば、「氏は愛媛県の人、旧宇和島藩士なり、安政三年五月二日宇和島城下に生る、幼少にして四書五経の句読を学び十二才にして浪士三瀬周三氏に依りて英語を学ぶ、蓋し三瀬氏は藩侯に聘せられて藩士の師弟に蘭学を教授せるものなり。藤田氏修学爰に年余、時偶々蘭学塾の閉ぢて藩内演武場の開設せらるゝや氏又此に入りて足立師範に山鹿流の兵学を修む」と見え、これは先に紹介した藤田自身の回想と合致することを見ておいた。ただ、藤田自身は三瀬周三の「稽古場」に学んだ年齢を十一歳としていた。演武場の稽古場開設が慶応二年のことであるから、これは藤田の回想が正確である。

「噫 藤田隆三郎先生」はさらに続けて藤田の英国留学前後の経緯を伝えていく。ここには父に従って、明治二年春に大阪へ出たこと、土居通夫の紹介で英国領事館通訳の蔡慎吾氏宅に客寓し、アストンに英語を習ったこと、藩費による学資を給され大学南校入学の準備にあたっていたこと、アストンの帰英にあたって「突遽青雲の雄図悖然として起り」、藩主に諮って渡航費を給せられたこと、十六歳であったことなど、藤田の留学経緯が明らかにされている。これら列挙されている事柄について見ておきたい。

明治二年に大阪に父に従い出たというのは、恐らく藤田市右衛門以来、藩の大阪御蔵役御買方兼帯を命ぜられることがあったので、不自然なことではないように思える。土居通夫（当時は土居真一郎）は蘭学をはじめ諸学に通じており、彼が仲介するというのも頷けるが、「蔡慎吾」という通訳についてはあまり知られない。わずかに長崎の人であり、幕府開成所版『英和对訳袖珍辞書』の翻刻、いわゆるサツマ辞書の出版企画にもかかわったことが知られるのみである。蔡もアストンとともに大阪英国領事館へ東上したものだろうか、確たるところは分らない。彼と土居との接点は、宇和島の洋学の系譜からするなら、恐らくシーボルトあたりに見出せよう。三瀬諸淵も医学校・病院開設のため大阪へ居たが、藤田が

「三瀬先生も何処へか去って了った」というふうに戻しているのを見ると、三瀬を介してのこともなかったようである。

アストンは英国長崎領事館勤務から兵庫・大阪勤務へ明治二年五月十一日（陰暦三月三十日）付けで異動しているから、この前後に藤田父子も大阪に出てきたのであろう。

藤田は、こうしてともかくもアストンから本格的に英語を習うこととなったのである。これは藤田にとっては幸いなことであったに違いない。アストンは、アイルランド・ベルファストのクイーンズ・カレッジで文学と現代語学、さらにギリシャ語、ラテン語でM・Aを取得した語学の専門家であった。さらに加えれば、『日本語口語小文典』をこの二月に刊行したばかりであった。彼の日本語に精通し、広汎な西欧古典をバックボーンとした語学教育を若い時期に受けることが出来たのである。しかしながら、このアストンの東京への転任は明治二年七月八日（陰暦五月二十九日）付けであるから、藤田が大阪でアストンから蔡慎吾宅に寄寓しながら英語を教わったのは、長く見積もっても二か月ということになる。アストンに随従して東上したのは、この大阪での英語学習の進度からすれば当然のことであつたらう。

しかし次に「噫 藤田隆三郎先生」が、「予て藩主に

より学資を給せられ大学南校入学の予習準備に怠らざりし」としている点は、恐らく今まで注意が払われたことのない事柄である。同様の記述は「私は当時宇和島藩の貢進生に選ばれて月十円づつ貰つて居つたけれども」という藤田自身の回想にも見える宇和島藩貢進生の問題である。この点は検討が必要である。

宇和島藩の貢進生問題については概ね「十万石の宇和島藩には二人の枠が与えられていた。藩は最初三浦徳義と(穂積)陳重の二人を選んだが、三浦が辞退したため松崎倭文磨がこれに代つた」とする理解が一般的である。結果的に宇和島藩の大学南校入学者は穂積陳重一人であった。ここには藤田の名前は全く出てこない。

そもそも明治政府は明治二年、東京に大学を設け、本校においては皇学および漢学、南校においては語学を主として歴史、地理、物理、化学の低度の洋学を教授し、東校では医学を教授するところとした。<sup>38</sup>その上で明治三年七月二十七日太政官は「大学南校ニ於テ外国教師御雇相成人材成育被為在候間藩々ニ於テ、現高拾万五石以上三人、同五万石以上二人、同五万石未満以下一人、右之通十六歳以上二十歳マテ人材相選来ル十月迄二南校へ可差出候尤モ年限学費等之儀ハ南校ニテ可承合事」と布告した。明治三年の月日を欠く「大学南校貢進生選挙心得」では

一御布告之通十六歳以上二十歳迄之内ニテ秀才可相選挙事(但書略)

一兼て洋学研究致居候者有之候ハ選挙勿論之事

一是迄当校へ差出置候入舎生ヲ改メテ貢進生ト致度向者其段可願出事(但書略)

一右是迄之入舎生ヲ改メテ貢進生ト致シ候分ハ其者学力之浅深ニヨリテ大凡廿一二歳迄ハ差許可申右ヨリ長年之分ハ員外生勿論之事

一在学年限五年之心得ヲ以可差出事

一貢進生学費之多少ハ藩々之便宜ニ任スト雖トモ一ヶ月金十兩ヨリ以下二下ルヘカラス尤モ右ハ一ケ年四度ニ纏メ当校会計掛主簿へ指出事

但此外ニ課業書籍代一ケ年凡五十兩程ニ見込置可申尤右ハ予メ指出置ニ不及事

一右生徒病氣等之節ハ一応本校医官ニテ治療相加へ可

申候得共長病等ニ相成候節ハ藩々へ引取可申事

一今度入舎之節左之証書可差出事

美濃紙堅四ツ切(雛形略)

と具体的な目安を示している。これに依れば、貢進生は十六歳以上二十歳までの青年を対象に、洋学の既習者

を優先して南校へ貢進せよとするものであり、学費面では一か月十円以上、書籍代を年五十兩程としたものであった。この「選挙心得」の年紀が不明なので確かなことは言えないが、藤田が英語を既に学習していることからみて貢進生候補となっていたとしても不自然ではない。しかし、藤田はすでに見たように、安政三年生まれの十五歳であり、年齢条件を満たさない。宇和島藩の貢進生となった穂積陳重は一歳年長であり、三浦はさらにその二歳年長である。藩庁の記録に依れば、穂積が藩庁から南校入学修業を命じられたのは明治三年十月のことであり、支度が調って上京の途につくのは明治三年閏十月二十二日のことであつた。<sup>(41)</sup>

藤田は、藩から学費を支給されておりアストンの食客となっていたので、藩にそれをそのまま預けていたというのである。藤田の回想は「貢進生の手当も四十円貯つて居つた」と具体的である。<sup>(42)</sup> 右の貢進生の費額で言えば四か月分、藩・外務省へ願い出た時点であるから、アストンについて英語学習を始めて一年を経た頃のことである。事実とすれば、ちょうど七月の「貢進生差出」の太政官布告の頃から給費されていたように見える。ただ管見の限り、宇和島藩の公的な記録には、この件はまったく記載がない。宇和島藩の貢進生選抜については紆余曲折があるようにみえるが、藤田の処遇も関わりがあるの

かも知れない。

#### (五) 洋行と学資

藤田の渡航はアストンの東京赴任、それも賜暇帰国の具体的日程が決定したあたりから動き出したことのように見える。アストンは渡航費の工面さえつければ、「同伴して英国に帰り彼の地に到らば学校に入学させ万事世話をしてやろう」と告げたという。そして旧藩伊達邸の家老のもとに駆けつけて次第を相談したところ「二百五十円を貰い、貢進生の手当も四十円貯っていたので、これで洋服其他の旅装を調べて、二等船客として横浜を出帆し英国に向かうこととなつた。<sup>(43)</sup>

このさい外務省から「即日御印章并御規則書二冊」が宇和島藩に渡され、「奥書無之分は当人へ相渡左之通奥書致候分は脇屋大祿江差出」す指示がなされた。

この「規則書」は明治二年四月十七日付行政官布告に示された「海外旅行者へ交付する須知書」であつた。これは教訓的内容の濃い九か条の渡航者心得であるが、これに「右之条々藤田隆三郎江順奉為仕候依而御受仕候以上」と宇和島藩末廣静が奥書をして外務省へ提出したのである。発給された「御印章」は第百八十四号で日本政府の印の下に「宇和島城下商人藤田隆三郎」として、「右之者此度海外旅行之儀願出候間差許し候就而ハ通行無差

支様御免許被下且左掛要用之儀者相当之御扶助被下候様其筋江依頼いたし候」と記載され、「大日本国外務卿(印) 明治参午年閏十月沢從三位清原宣嘉(花押)」と発給者が記され、裏面だるうか「仏字」、「英字」と記されスペースが取られている。

こうして旅費と準備が調い出発したわけであるが、この後、宇和島藩の記録には大学南校との間で次のようなやりとりがあったことが見える。

二月廿四日

一 大学南校より大少属之内壱人第十時出頭致候様松木少属少属出頭致候処織田権少司簿より藤田隆三郎英国航海ニ付左之件々委詳申出候様被相達候事

一 英人ト学費之引合何程候哉  
一 当人持参金員数何程ニ候哉

其後仕送り何程ニ候哉

一 藤田隆三郎入用藩費ニ候哉自費ニ候哉

一 以来南校ニ而仕送り金送方仕出し候間同省江可差出候事

但半年分四月初一度

一 毎月一度ツ、書状可届由尤前月晦日迄同便江可差出事

この大学南校の藤田渡航に関する宇和島藩への達書は、明治三年十二月の年海外留学規則によって留学生の所管が大学南校となったため調査が行われたと考えられるが、すでに藤田が出帆して三か月ほど後の明治四年二月二十四日付けで達せられたものである。これに対して、宇和島藩は更に一か月ほど経た三月二十七日付けで、以下のように大学南校へ回答している。

当藩商人藤田隆三郎と申者洋学之志有之横浜へ罷越英人アストン江依頼学僕罷在候処アストン深ク慈愛仕帰国之後ハ如何様共世話致呉候間同行致間敷哉之旨申聞候ニ付隆三郎義随從仕度段申出則外務省へ願上御印章御下渡相成候ニ付去午閏十月十一日出帆彼之地へ罷越申候其節金四百三拾七兩式歩式朱相渡其後之手当向未取極不申候間決定次第御届可仕候  
此段御届申上候  
以上

辛未 三月廿七日 宇和島藩

大学南校

御中<sup>(46)</sup>

この宇和島藩の回答は、大学南校の質問事項に対してきちんと答えていないようにみえる。

まずアストンとの学費についての取り決めについては、渡航後は「如何様共世話致呉候」とのことであるから藤田が外務省へ申出て「御印章」を渡された、と藩の関わりを慎重に避けている。藤田の持参した金額については「四三七両二分二朱」と端額まで正確に回答しながらも今後の事は未定とし、南校の藩費留学か私費留学かの区分の質問には回答せず「其後之手当未取極不申」と保留、決定次第届け出るとしているのである。

この後、二月二十四日条の記録にみえる仕送りの大学南校による取りまとめは四月初旬に半年分を一括した金額を差し出せとしている点については、宇和島藩は四月十八日に至つて次のような措置を取っている。

四月十八日

一 大学南校江左之通

留学掛 平塚史生 落手〔頭書・朱〕

一 金貳百両并書状壹封

右者当藩商人藤田隆三郎儀昨冬英人アストン江随従英國江罷越候處其砌火急之事ニテ何分用意金持参も出来兼候ニ付此度昨午年分入費金并書状壹封同藩松根権六と申者より相送度旨願出候間英國之内アイルランド之ヘルフワストニ而ハインストリート申候町ニ而アストン方迄御届被成下度奉願候以上

辛未四月十八日 宇和島藩

大学南校

御中<sup>(47)</sup>

即ち、昨冬とは閏十月のことであろうか、「用意金」持参も出来なかつたため「午年分入費金」を送金したいと宇和島藩の松根権六なる者が願ひ出たので、アイルランドのベルファースト、パインストリートのアストン宅に届けて欲しいというものである。松根権六は宇和島藩の城代家老を勤めた松根図書の子である。藤田は留学のことを「早速旧藩伊達邸の家老に駆付け右次第を相談した所が大に賛成されて願書を旧藩に差出し二百五十円を貰つた、而して貢進生の手当も四十円貯つて居つたから、之で洋服其他旅装を調へ愈二等船客として横浜を出帆し英國に向ふこととなつた」と回想して話しているから、相談したのは松根権六であったことがうかがえる。この松根の願ひ出というかたちをとることによつて藤田の留学は対大学南校では私費留学扱いにしたようにみえる。しかし、松根が「午年分入費金」として出している額は、以下のように、大学南校の「金子請取写」によれば

一 大学南校金子請取写

記

英国在留

藤田隆三郎学資 割印〔大学南校留学掛印〕

一金札式百両者 但拾両札也

外藤田隆三郎江之書状尅通添

右正二落手当月下旬留学生一般之学資差送候節同様差立可申也

辛未四月十八日

大学南校 大学留学掛印

宇和島藩

御中

但シ用紙系紙也

というように二百両(円)であった。この記録によれば藤田の留学は「留学生一般」とは区別されつつも、学資送付は大学南校で一括して行うかたちになっている。実際のところ松根が用立てた学資が松根個人の出資とは考えにくい。が、宇和島藩からの出資というかたちは取られていないと言わざるを得ない。

以上見てきた点からすると、藤田は渡航時に持参金額として四三七両二分式朱を用意して渡航費その他の費用に充て、さらに、松根権六からの仕送り分二百両を得たことが分かる。しかし、藤田の言う二百五十両とは金額

において隔たりがある。この差がなにに由来するものなのか判断はつきかねるが、松根が二百両を送ったのは、あるいは明治三年十二月二十二日の「海外留学規則」に規定の見える私費留学の認可条件の一項、用意金額を考慮してのこととも考えられる。同規則には私費留学者の要件として「一学費旅費等私弁勿論ノ事、但一ケ年大凡六七百元以上を費スニアラサレハ留学為シ難キヲ以テ右丈ノ費ヲ弁スルコト能ハサル者ハ許サス且右入費ハ官選同様大学ニテ受取弁務使ノ許ヘ可差送事」とあり、これが先の「火急之事ニテ何分用意金持参モ出来兼」との事由が付され「午年分」として送られている金額の概算目安となったのではなかったか。いずれにせよ、これらを学資としてアイルランド・ベルファーストのクイーンズ・カレッジ(現ユニバーシティ)にほど近い住宅街、パインウェイ(パインストリートは誤記)にある新婚のアストン宅から学校へ通い、『日本語文語文典』の著書出版準備にいそしむアストンと、隆三郎とは二歳違いのジャネット夫人の下、小学校から始め中学修了程度の学習を終えた。

藤田の修学については現在のところまったく未知である。ただ言えるのは、その後学資が途切れて、左院視察団の一員として渡英し途中で退官、鉄道調査にあたった小室信夫の下で、英国鉄道関連法案の調査をしているの

みで、本格的な法学の学習はしていないということであり、なおかつ帰国後開成学校入学試験に関して回想しているが、きちんと数学の勉強をしていなかったことが推測できるばかりである。<sup>(32)</sup>

### 小括

以上、藤田隆三郎の留学経緯について見てきた。本人の回想の聞き取りというかたちを取っている無名人の「とらんぶの元祖」は、藤田の渡航時の学資や雰囲気を具体的に伝えてくれるが、それが必ずしも正しい事実関係を伝えているとは限らないのは当然であろう。

公的記録に残された「宇和島城下商人藤田隆三郎」という便宜的な「身分詐称」が、藤田を海外で学ばせたいと大いに賛成したであろう宇和島藩重臣の松根権六の示唆に基づくものであったとしても、留学中の「官費」留学生への身分変更を阻み、学資の調達に苦しむ結果を招いただけでなく、永く現在伝えられる彼の紹介にまで及んでいるのである。<sup>(33)</sup>

これとは反対に、本稿で見てきたように藤田自身は自らを貢進生と考え藩費で留学できたと考えていた模様であるが、公的記録上はそれらの点には記載が及ばず、私費留学の扱いとなっていたわけである。これが大学南校経由で松根権六からの学資が届けられ

たことをもってそう考えているのか、他に理由があるのか、判断しにくく、不明とせざるを得ない。藩から相当額の学資が出されているのは想像に難くないが、それも確認しがたい。

いずれにせよ藤田の英学修業・留学は、貢進生あるいは留学生をめぐる藩と中央政府・大学南校との流動的な情勢の下で、紆余曲折という形容が適当な道をたどったらしいこと、その輪郭がほの見えてきたといえよう。この詳細について、つまり宇和島藩貢進生選抜問題、藤田隆三郎の留学費用の出所について、あるいは藤田の学習内容について、そして何より藤田の系譜の詳細などについて、僅かな史料によりながら、換言すれば未見の関係史料を多く残しているにもかかわらず、疑問点を提示するだけのかたちとなってしまったが、それらの探求は今後の課題としておくこととしたい。

末筆ながら宇和島藩庁の史料を所蔵する愛媛県立図書館ならびに『W・G・アストン』著者の楠家重敏氏には特に謝意を表しておきたい。

### 〈注〉

- (1) 無名人「とらんぶの元祖」(『法学新報』第二八卷八号・大正七年八月二十日刊所収)、『中央大学史資料集』第21集、二〇〇九年三月、一八一〜



一八三頁に再録。

- (2) 中央大学学報』第三卷第六号(昭和六年三月)。
- (3) 愛媛県行政資料―藩政期、明治期―、「旧藩書類」中のM01・19-1-34。「宇和島藩日記」明治二年(明治四年(簿冊十七冊))、「宇和島藩東京日記」元治元年(同二年、明治二年(明治四年(簿冊二十一冊))。以下には『明治二年日記 宇和島藩』(索引番号)あるいは『明治二年 宇和島藩東京日記』(索引番号)、何月何日条というふうに記載する。
- (4) 楠家重敏『W・G・アストン』(二〇〇五年十月、雄松堂出版)、二七〇頁。
- (5) 楠家同上書、六十六―六十七頁。
- (6) アストンの日本での勤務地等については、桑田優『近代における駐日英国外交官』(敏馬書房、二〇〇三年三月) 附表「The List of British Diplomats in Japan, 1859-1945」を参照。
- (7) 萩原延壽『遠い崖―アーネスト・サトウ日記抄』第八卷(帰国)(朝日新聞社、二〇〇〇年三月) および楠家前掲書、第四章参照。
- (8) 桑田前掲書所収附表。
- (9) 楠家前掲書七十五頁。
- (10) 『中央大学史資料集』第1集所収「私立学校設置願」、七頁。
- (11) 長井音次郎、一九三四年、愛媛県先哲偉人叢書第二卷。
- (12) 景山昇『伊予の蘭学』(青葉図書、一九七五年)、五十八―五十九頁より再引。
- (13) 三好昌文『宇和島藩の儒学と洋学』(三好昌文著作集第二卷、二〇〇一年) 所収。
- (14) 同上書一九八―一九九頁。
- (15) 前掲「とらんぶの元祖」。
- (16) 『法規分類大全』外交門第一編3(昭和五二年原書房復刻版・第二四卷) 四六九頁。
- (17) 道後屋日置兵市の屋号については三好昌文前掲書、一九〇頁。なお、典拠は稿本「龍山公記」巻四としてある。名も藩の日記ではしばしば「兵」と記載されている。
- (18) 『明治二年 宇和島藩東京日記』(M01・19-22) 三月十日条。
- (19) 『明治四年 宇和島藩東京日記』(M01・19-30) 正月十八日条。
- (20) 翻刻活字化したものに近代史文庫宇和島研究会編集・発行『宇和島藩庁・伊達家史料 家中由緒書』上・中・下、一九七八―一九八〇年がある。なお、上冊末尾の三好昌文「解説『家中由緒書』

- について」を参照。
- (21) 同前『宇和島藩庁・伊達家史料四 家中由緒書 上』二七四頁。なお藤田源右衛門昌行、源右衛門和世の名については明和二年「家中由緒書上」中の源右衛門善継の「名元覚」による。
- (22) 同前『宇和島藩庁・伊達家史料五 家中由緒書 中』三八六～二八七頁。
- (23) 同前『宇和島藩庁・伊達家史料六 家中由緒書 下』一五四～一五五頁。
- (24) 同前『宇和島藩庁・伊達家史料六 家中由緒書 下』二五四頁。
- (25) 同前『宇和島藩庁・伊達家史料六 家中由緒書 下』三三三頁。四〇〇頁の文政元年「分限牒」上には「喜太郎」で「三人扶持拾壹俵外二五俵御役料」を取っており、これを三か年五分六厘で「ご用立て」している旨の記載が見える。
- (26) 同前『宇和島藩庁・伊達家史料六 家中由緒書 下』所収「旧藩士家禄附 完」四四二、四四三頁。
- (27) 『中央大学学報』第三卷第六号昭和六年三月。
- (28) 木下博民『南予明倫館』（南予奨学会、二〇〇三年十月）一七二頁。
- (29) 『明治二年日記 宇和島藩』（M 01・1911）三月十六日条。
- (30) 『明治二年日記 宇和島藩』（M 01・1911）三月十八日条。
- (31) 『明治二年日記 宇和島藩』（M 01・1911）五月十日条。
- (32) 『中央大学学報』第三卷第六号（昭和六年三月）。
- (33) 『明治事物起源』によれば、蔡慎吾という人は長崎の書生で、薩摩藩洋学校開成所の教師補助であった高橋新吉、前田猷吉、正名兄弟らと共にフエルベッキの協力の下、幕府開成所版『英和対訳袖珍辞書』の翻刻出版にあたったという。高橋、前田の修学経緯を考えると何礼之の家塾で洋学を学んだ人か。
- (34) 景山前掲書、五九頁。
- (35) 楠家前掲書、二〇―二二頁、四九頁以下。
- (36) 前掲「とらんぶの元祖」。
- (37) 穂積重行『明治二法学者の出發 穂積陳重をめぐって』（岩波書店、一九八八年十月）五六頁。
- (38) 貢進生については唐沢富太郎『貢進生』（ぎょうせい、昭和四九年）を参照。
- (39) 『法令全書』明治二年七月二十七日、第四百九十九号太政官布告。
- (40) 同右参照。
- (41) 穂積前掲書、五六頁。上京の際の乗船日について

- は前掲『明治三年日記 宇和島藩』(M 01・19・1)
- 8) 明治三年閏十月廿日条。
- (42) 前掲「とらんぶの元祖」。
- (43) 前掲「とらんぶの元祖」。
- (44) 『明治三年 宇和島藩東京日記』(M 01・19・29) 閏十月九日条。
- (45) 『明治四年 宇和島藩東京日記』(M 01・19・30) 二月二十四日条。
- (46) 『明治四年 宇和島藩東京日記』(M 01・19・30) 三月二十七日条。
- (47) 『明治四年 宇和島藩東京日記』(M 01・19・31) 四月十八日条。
- (48) 前掲「とらんぶの元祖」。
- (49) 『明治四年 宇和島藩東京日記』(M 01・19・31) 四月十八日条。
- (50) 『法令全書』明治三年十二月二十二日、第九五八号太政官布告「海外留学規則」。
- (51) 楠家前掲書、パインウエイについては二二頁、アストンの結婚と著述については第五章七七頁以下参照。修学程度については前掲「とらんぶの元祖」参照。
- (52) 同上「とらんぶの元祖」。
- (53) たとえば先に掲げた郷土史関係の書籍ばかりで

なく、富田仁編『海を越えた日本人名辞典』(日外アソシエーツ株式会社、一九八五年) 五二二頁。また本稿執筆過程で近代の海外留学について多くを負っている石附実『近代日本の海外留学史』(元版・ミネルヴァ書房、一九七二年、加筆訂正版・中公文庫、一九九二年) 所収の「海外留学著者リスト」でも、藤田隆三郎は明治二年か三年の留学で英国へ私費留学の宇和島商人となっている。

(大学史編纂課嘱託)

正誤表(2018年11月現在)

号単位の正誤表です。該当箇所をご確認ください。

頁数	段	行数	誤	正	備考
103	上	11	少属少属出頭	少属出頭	「少属」 2字削除
107	上	2	(2) 中央大学学報』	(2) 『中央大学学 報』	
120	上	3	松尾高広氏来室、	松尾高弘氏来室、	
138	下	20-21		内部監査室長 水村松 泉	脱漏委員 挿入
140	上	17	一九八四年	一九八九年	